

愛知県産業教育審議会規則

〔昭和27年5月20日〕
教育委員会規則第6号

〔沿革〕昭和30年6月11日教育委員会規則第7号改正

昭和49年3月29日教育委員会規則第5号改正

平成19年3月23日教育委員会規則第7号改正

（目的）

第1条 この規則は、産業教育振興法（昭和26年法律第228号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき、愛知県産業教育審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（委員）

第2条 産業経済界、教育界及び勤労界における学識経験がある者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第4条 会長は必要があると認めるときは、委員を招集する。

2 審議会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（専門員）

第5条 審議会に専門の事項を調査するため、専門員を置くことができる。

2 専門員は、教職員及び学識経験がある者のうちから会長が任命する。

第6条 審議会に、幹事長及び幹事を置く。

2 幹事長は、教育長をもつてあてる。

3 幹事は、教育委員会事務局の職員又は知事の事務部局の職員のうちから幹事長が任命する。

4 幹事長は、会長の指揮を受け、審議会の事務を掌理する。

5 幹事は、幹事長の指揮を受け、審議会の事務に従事する。

（雑則）

第7条 この規則に定めるものの外、審議会に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和27年4月1日から適用する。

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。